

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

(貯蔵施設等の完成検査の申請等)

第五十九条 [法第三十七条の三第一項](#) 本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、[法第三十七条の三第一項](#) 本文の完成検査において、貯蔵施設又は特定供給設備が[法第三十七条](#) の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十二による貯蔵施設等完成検査証を交付するものとする。

(協会等が行う完成検査の申請等)

第六十条 前条の規定は、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「[法第三十七条の三第一項](#) 本文」とあるのは「[法第三十七条の三第一項](#) ただし書」と、[同条第一項](#) 中「当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

2 [法第三十七条の三第一項](#) ただし書の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、[法第三十七条](#) の技術上の基準に適合すると認められた旨を都道府県知事に届け出ようとする者は、様式第三十三による届書を完成検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(協会等の完成検査の報告)

第六十一条 [法第三十七条の三第二項](#) の規定により、協会又は指定完成検査機関が報告をしようとするときは、様式第三十四による報告書に完成検査の記録を添付して完成検査をした貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。